外 国 株 式 ＜新興国株式＞

インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式

愛称:DC インデックス海外新興国株式

投資信託協会分類:追加型投信／海外／株式／インデックス型

運用商品の種類	投資信託
元本保証	なし 本商品は実質的に新興国の株式に投資を行ないます。新興国の株式や為替の変動は、先進国の株式や為替の変動に比べて大きくなる傾向がありますので、先進国の株式を投資対象とした投資信託に比べて、大きく元金を割り込むことがあります。
予定運用利回り（利益の見込み）	当運用商品は値動きのある有価証券等に投資するため予め利益の見込みを示すことはできません
信託設定日	2008年4月1日
日経新聞掲載略称	イ新興株（委託会社略称：日興）

1 運用商品の特色

投資対象資産	外国株式（新興国株式）
為替ヘッジ	なし
委託会社（運用会社）	日興アセットマネジメント
受託会社	野村信託銀行
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし・円ベース・配当込み）
運用手法	パッシブ運用　ベンチマークの動きに連動する運用成果を目指します。

2 運用のしくみ

●当運用商品はファミリーファンド方式で運用します。

主要投資対象	主として「海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド」の受益証券 （マザーファンドは、新興国の株式（新興国のDR（預託証券）およびカントリーファンド等を含みます）を主要投資対象とします。）
運用	●主として新興国の株式（DR（預託証券）およびカントリーファンドなどを含みます。）に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし・円ベース・配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。 運用プロセス 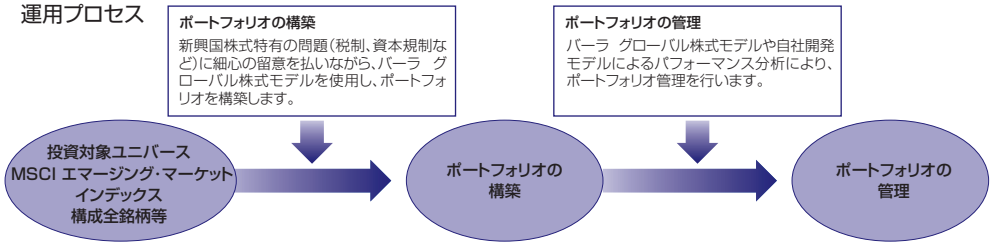

※「委託会社」「受託会社」などの会社名称は「株式会社」等を省いた略称を使用しております。

3 重要事項

当運用商品は主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落、為替相場の変動の影響、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、投資信託の基準価額が下落し、元本を割り込んで損失を被ることがあります。

本商品は実質的に新興国の株式に投資を行ないます。新興国の株式や為替の変動は、先進国の株式や為替の変動に比べて大きくなる傾向がありますので、先進国の株式を投資対象とした投資信託に比べて、大きく元金を割り込むことがあります。

主なリスク

- 株価変動リスク
- 信用リスク
- 為替変動リスク
- 流動性リスク
- カントリーリスク

※各リスクの内容については「投資信託について」の<4. 投資信託のリスク>をご覧ください。

4 お取引メモ

当運用商品の取引や保有にかかる費用および税金は加入者等の負担となります。詳細は投資信託説明書（目論見書）でご確認ください。

購入時

取引単位	1円以上1円単位
取引価額	申込受付日※の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	なし

※確定拠出年金制度の場合、購入手数料はかかりません。

保有時

信託報酬		純資産総額に対して年率0.374%（税抜0.34%） 内訳（税抜）:委託会社 年率0.095%　販売会社 年率0.215%　受託会社 年率0.03%
その他費用		その他費用※として、投資信託の投資や運営に要する費用や税金がかかります
収益分配		約款に定める「収益分配方針」に基づいて原則として毎決算時に行います （必ず分配を行うものではありません）
	決算日	年1回　原則11月16日（該当日が休業日の場合は翌営業日とします）
	支払い方法	分配金は自動的に無手数料で当運用商品に再投資されます
	税金	確定拠出年金制度においては、分配金に対する所得税・地方税の課税はありません

※その他費用については「投資信託について」の<6.費用と税金>をご覧ください。

売却時（換金時）

取引単位	1口単位
取引価額	申込受付日※の翌営業日の解約価額
信託財産留保額	なし
税金	確定拠出年金制度においては、売却時（換金時）に発生した利益に対する所得税・地方税の課税はありません
代金の支払	申込受付日※から起算して原則6営業日目以降

※申込受付日については「投資信託について」の<5. お取引メモ>をご覧ください。（運用指図を行った日と異なるためご注意ください。）

スイッチング（預け替え）

運用方法は途中で変更すること（スイッチング）ができます。具体的には、保有している運用商品の全部または一部を売却（換金）し、その代金で他の運用商品を購入します。スイッチングにおいて当運用商品を売却（換金）する場合は、上記売却時（換金時）の要領にしたがいます。

個人の持分（個人別管理資産額）の計算方法

持分 ＝ 解約価額 × 保有口数 ÷ 10,000

（解約価額＝基準価額－売却時の信託財産留保額）

＊基準価額は日々変動します
＊左記式は、基準価額が1万口あたりで表示されている場合のものです

償還（信託の終了）

信託期間は無期限です。ただし、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合および信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、委託会社は受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆さまに対して、当商品の内容をご説明するために作成したものであり、当該商品の勧誘を目的とするものではありません。
■当資料は、運用会社が作成した目論見書に記載された内容等に基づいて、運営管理機関（損保ジャパンDC証券）が作成しました。